

永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例施行規則を次のように公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第 23 号

永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例（平成18年永平寺町条例第45号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第3号に規定する規則で定めるもの）

第2条 条例第2条第3号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（条例第3条第6項に規定する規則で定める場合等）

第3条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、同条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときとする。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定めるものは、条例第10条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、第5条第1項各号、第6条第1項各号、第7条第1項各号及び第8条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費及び包括宿泊費については、当該各種目について第9条及び第10条並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

3 条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、交通事故その他の同条同項に規定する者の責めに帰することができない事情とする。

4 条例第3条第7項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券

等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(条例第7条に規定する規則で定める種目及び内容)

第4条 条例第7条の規則で定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、次条から第11条までに定めるところによる。

(鉄道賃)

第5条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第8条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（町長、副町長及び教育長（以下「町長等」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、この限りでない。

(船賃)

第6条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第8条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行にあつては町長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、この限りでない。

(航空賃)

第7条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合は、この限りでない。

(その他の交通費)

第8条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項の規定にかかわらず、公務について自家用の自動車を使用して旅行した場合のその他の交通費の額は、移動距離1キロメートルにつき37円を乗じて得た額とする。

(宿泊費)

第9条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に掲げる額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第10条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第11条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第2に掲げる1夜当たりの定額とする。

2 宿泊手当の額は、支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(退職者等の旅費)

第12条 条例第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合で、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が町長等であった場合には、当該者をいう。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費とする。

2 町長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第13条 条例第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合で、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族の順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(証人等の旅費)

第14条 条例第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費の額は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、国家公務員その他公職にある者にあつてはそれぞれその官職相当の額とし、その他の者にあつてはその都度町長が定める額とする。

(旅費の支給額の上限)

第15条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第5条第1項各号、第6条第1項各号、第7条第1項各号及び第8条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第9条及び第10条並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。

(給与の種類)

第16条 条例第10条第4項及び第13条第3項に規定する給与の種類は、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年永平寺町条例第43号。次条において「給与条例」という。）に規定する給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第17条 旅行者が給与条例第9条の3に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路又は移動距離に当該通勤手当等の区間又は通勤距離が含まれているときは、その重複する区間又は通勤距離に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第18条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過による区分)

第19条 移動中における年度の経過のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

宿泊費基準額

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	町長等	町長等以外の職員
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円

大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

別表第2（第11条関係）

宿泊手当

区分	宿泊手当（1夜につき）
全ての地	2,400円